

新	旧	備考
簡易通知型包括保険手続細則	簡易通知型包括保険手続細則	
平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023 <u>沿革 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u>	平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023 <u>沿革 平成 25 年 3 月 18 日 一部改正</u>	
(保険契約の締結等) 第 1 条 日本貿易保険と簡易通知型包括保険の契約を締結しようとする者は、別紙様式第 1 - 1 による簡易通知型包括保険契約締結申込書（以下「保険契約申込書」という。）に簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022。以下「約款」という。）第 5 条の規定により、<u>輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約（ただし、技術提供契約が含まれる場合を除く。以下「輸出契約等」という。）の相手方の登録（以下「簡易包括登録」という。）に係る別紙様式第 2 - 1 による簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/格付変更（継続）/支払限度額設定/海外支店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書（以下「簡易包括登録等申請書」という。）を添付し、原則として保険契約の締結を希望する月の 1 日の 30 日前までに日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</u>	(保険契約の締結等) 第 1 条 日本貿易保険と簡易通知型包括保険の契約を締結しようとする者は、別紙様式第 1 - 1 による簡易通知型包括保険契約締結申込書（以下「保険契約申込書」という。）に簡易通知型包括保険約款（平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022。以下「約款」という。）第 5 条の規定による<u>輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方の登録（以下「簡易包括登録」という。）に係る別紙様式第 2 - 1 による簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/格付変更（継続）/支払限度額設定/海外支店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書（以下「簡易包括登録等申請書」という。）を添付し、原則として保険契約の締結を希望する月の 1 日の 30 日前までに日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</u>	
2 前項で締結した契約を更改申請しようとする者は、別紙様式第 1 - 2 による簡易通知型包括保険更改申請書（以下「更改申請書」という。）を保険契約締結日から 1 年後の応当日の 30 日前までに本店等に提出するものとする。また、初回更改後における更改申請についても初回申請と同様とする。	2 前項で締結した契約を更改申請しようとする者は、別紙様式第 1 - 2 による簡易通知型包括保険更改申請書（以下「更改申請書」という。）を保険契約締結日から 1 年後の応当日の 30 日前までに本店等に提出するものとする。また、初回更改後における更改申請についても初回申請と同様とする。	
3 約款第 30 条に基づく誓約は、第 1 項の申込又は第 2 項の申請に当たって、申込又は申請を行おうとする者及び被保険者になるべき者が誓約することにより行うものとする。	3 約款第 30 条に基づく誓約は、第 1 項の申込又は第 2 項の申請に当たって、申込又は申請を行おうとする者及び被保険者になるべき者が誓約することにより行うものとする。	
4 <u>簡易通知型包括保険の契約を締結しようとする者又は締結した簡易通知型包括保険契約を更改しようとする者は、保険契約申込書又は更改申請書の提出から保険契約締結又は更改までの間に、約款第 28 条第 1 項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第 1 - 3 による簡易通知型包括保険告知書を提出するも</u>		

新	旧	備考
<u>のとする。</u>		
第2条～第4条 (略)	第2条～第4条 (略)	
(船積確定通知による保険関係の申込み) 第5条 被保険者は、約款第1条に掲げる輸出契約等に基づく <u>輸出</u> 貨物の輸出又は <u>仲介貿易貨物の販売</u> の日の翌月の末日までに、別紙様式第4-1による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	(船積確定通知による保険関係の申込み) 第5条 被保険者は、約款第1条に掲げる輸出契約等に基づく貨物の輸出又は販売の日の翌月の末日までに、別紙様式第4-1による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、 <u>かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式4-3による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書</u> (以下「船積確定通知変更通知書」という。)を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末までに別紙様式4-3による簡易通知型包括保険船積確定通知変更 <u>申請書</u> (以下「船積確定通知変更申請書」という。)を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。	
3 前2項の手続きについては、「WEB申請サービスの利用について」、その他日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。	3 前2項の手続きについては、「WEB申請サービスの利用について」、その他日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。	
<u>4 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式4-3による船積確定通知変更承認申請書に</u> 関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。		
(確定前通知による保険関係の申込み) 第6条 被保険者は、確定前通知を行おうとする場合には、運用規程第10条第3項に定める期限までに、別紙様式第5-1による簡易通知型包括保険確定前通知書(以下「確定前通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	(確定前通知による保険関係の申込み) 第6条 被保険者は、確定前通知を行おうとする場合には、運用規程第10条第3項に定める期限までに、別紙様式第5-1による簡易通知型包括保険確定前通知書(以下「確定前通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、 <u>かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式5-3による簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書</u> (以下「確定前通知変更通知書」という。)を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末までに別紙様式5-3による簡易通知型包括保険確定前通知変更 <u>申請書</u> (以下「確定前通知変更申請書」という。)を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。	
3 前2項の手続については、前条第3項に準ずることとする。	3 前2項の手続については、前条第3項に準ずることとする。	
<u>4 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を</u>		

新	旧	備考
行うときは、別紙様式 5 - 3 による確定前通知変更承認申請書に <u>関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u>		
第 7 条～第 9 条 (略)	第 7 条～第 9 条 (略)	
(保険関係の訂正等) 第 10 条 被保険者は、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した船積確定通知書、第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書を WEB 申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	(保険関係の訂正等) 第 10 条 被保険者は、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した船積確定通知書、第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更申請書、確定前通知変更申請書を WEB 申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。	
2 前項の手続については、第 5 条第 3 項に準ずることとする。	2 前項の手続については、第 5 条第 3 項に準ずることとする。	
(保険の地位等譲渡に係る承認申請) 第 11 条 被保険者は、約款第 49 条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 7 - 1 による簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	(保険の地位等譲渡に係る承認申請) 第 11 条 被保険者は、約款第 45 条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 7 - 1 による簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
2 被保険者は、約款第 50 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第 7 - 2 による簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、約款第 46 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第 7 - 2 による簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
3 前 2 項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から 1 月以内に別紙様式第 7 - 3 による簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	3 前 2 項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から 1 月以内に別紙様式第 7 - 3 による簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
(質権等設定の承諾申請等) 第 12 条 被保険者は、約款第 52 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第 8 - 1 による簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するもの	(質権等設定の承諾申請等) 第 12 条 被保険者は、約款第 48 条第 1 項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第 8 - 1 による簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出す	

新	旧	備考
とする。	るものとする。	
2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8 - 2による簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8 - 2による簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第13条 被保険者は、約款第23条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生(別表3に掲げる「 <u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</u> 」をいう。)を通知するときは、別紙様式第9による簡易通知型包括保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第13条 被保険者は、約款第23条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生(別表3に掲げる事情の発生をいう。)を通知するときは、別紙様式第9による簡易通知型包括保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。	2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。	
(損失等発生の通知) 第14条 被保険者は、約款第24条第1項の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第10 - 1による簡易通知型包括保険(船積前)損失発生通知書、別紙様式第10 - 2による簡易通知型包括保険(船積後)損失等発生通知書又は別紙様式第10 - 3による簡易通知型包括保険(増加費用)損失発生通知書(以下「 <u>損失等発生通知書</u> 」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、 <u>損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</u>	(損失発生の通知) 第14条 被保険者は、約款第24条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10 - 1による簡易通知型包括保険(船積前)損失発生通知書、別紙様式第10 - 2による簡易通知型包括保険(船積後) <u>危険・</u> 損失発生通知書又は別紙様式第10 - 3による簡易通知型包括保険(増加費用)損失発生通知書(以下「 <u>損失発生通知書</u> 」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。	
2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。	2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。	
	(危険発生の通知) 第15条 被保険者は、約款第24条第2項の規定に基づき <u>危険の発</u>	

新	旧	備考
	<u>生を通知するときは、別紙様式第 10 - 2 による簡易通知型包括保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から 45 日以内とする。</u>	
	<u>2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。</u>	
	<u>（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）</u> <u>第 16 条 約款第 25 条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 11 による簡易通知型包括保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</u>	
（入金のお知らせ） 第 15 条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 26 条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から 1 月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第 11 - 1 による簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第 11 - 2 による簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	（入金のお知らせ） 第 17 条 被保険者は、 <u>危険発生通知書又は損失発生通知書</u> を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 26 条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から 1 月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第 12 - 1 による簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第 12 - 2 による簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
（保険金受取人の指定等の通知） 第 16 条 保険金受取人は、1 名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	（保険金受取人の指定等の通知） 第 18 条 保険金受取人は、1 名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	
2 被保険者は、約款第 33 条第 2 項の規定に基づき保険金受取人を指定等する場合は、当該指定等の日から 1 月以内（ただし、1 月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第 12 による簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し通知明細書（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「通知明細書」という。）の	2 被保険者は、約款第 33 条第 2 項の規定に基づき保険金受取人を指定、 <u>変更又は廃止</u> する場合は、当該指定、 <u>変更又は廃止</u> の日から 1 月以内（ただし、1 月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第 13 による簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し通知明細書（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「通	

新	旧	備考
写しを添付し、本店に提出するものとする。	知明細書」という。)の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「<u>保険金請求人</u>」という。)は、約款第34条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	(保険金請求期間に係る猶予期間設定の申請) 第19条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第34条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第14による簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。	2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。	
(保険金の支払の請求) 第18条 <u>保険金請求人</u>は、約款第34条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。 一 約款第11条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第14-1による簡易通知型包括保険(船積前)保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの 二 約款第11条第2号のてん補危険の場合 別紙様式第14-2による簡易通知型包括保険(船積後)保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの 三 約款第11条第3号のてん補危険の場合 別紙様式14-3による簡易通知型包括保険(増加費用)保険金請求書に、別表7に定める書類を添付したもの	(保険金の支払の請求) 第20条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は</u>、約款第34条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。 一 約款第11条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第15-1による簡易通知型包括保険(船積前)保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの 二 約款第11条第2号のてん補危険の場合 別紙様式第15-2による簡易通知型包括保険(船積後)保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの 三 約款第11条第3号のてん補危険の場合 別紙様式15-3による簡易通知型包括保険(増加費用)保険金請求書に、別表7に定める書類を添付したもの	
2 一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。	2 一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。	
3 前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。	3 前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。	
(債権一覧表に係る決済等の通知) 第19条 被保険者は、前条第1項第2号に<u>基づき</u>債権一覧表を提	(債権一覧表に係る決済等の通知) 第21条 被保険者は、前条第1項第2号に<u>規定する</u>債権一覧表を提	

新	旧	備考
出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第 <u>17</u> による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から 1 月以内に本店に提出しなければならない。（約款第 26 条並びに約款第 <u>43</u> 条第 <u>2</u> 項及び第 <u>4</u> 項に規定する通知を行った場合を除く。）	出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第 <u>18</u> による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から 1 月以内に本店に提出しなければならない。（約款第26条並びに約款第 <u>42</u> 条第 <u>7</u> 項、第 <u>8</u> 項及び第 <u>10</u> 項に規定する通知を行った場合を除く。）	
（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 <u>20</u> 条 保険金請求 <u>人</u> は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 <u>18</u> による簡易通知型包括保険時効中断承認申請書を提出するものとする。	（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 <u>22</u> 条 保険金 <u>の請求者</u> は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 <u>19</u> による簡易通知型包括保険時効中断承認申請書を提出するものとする。（ <u>決済期限前の請求</u> ）	
（決済期限前の請求） 第 <u>21</u> 条 被保険者は、約款第 <u>39</u> 条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 <u>19</u> による簡易通知型包括保険損失発生確認申請書に約款第 12 条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが <u>確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</u>	（決済期限前の請求） 第 <u>23</u> 条 被保険者は、約款第 <u>40</u> 条第 <u>1</u> 項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 <u>20</u> による簡易通知型包括保険損失発生確認申請書に約款第 12 条に規定する事由の発生により決済期限までに代金 <u>等</u> を回収することができないことが <u>確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</u>	
	（ <u>回収義務の終了認定</u> ） 第 <u>24</u> 条 被保険者は、 <u>約款第 42 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 21 による簡易通知型包括保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。</u>	
	<u>2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第 11 条第 1 号のてん補危険（約款第 12 条第 1 号から第 10 号までの事由によるものに限る。）及び約款第 11 条第 3 号のてん補危険に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権</u>	

新	旧	備考
	利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第 42 条第 1 項に規定する認定を行うものとする。 <u>この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第 21 による簡易通知型包括保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。</u>	
(回収協力義務の履行状況の報告) 第 22 条 被保険者は、約款第 42 条第 3 項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券(変更後のものを含む。以下「保険証券」という。)ごとに別紙様式第 20 による簡易通知型包括保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から 3 月ごとに本店に提出するものとする。<u>ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</u>	(回収義務の履行状況の報告) 第 25 条 被保険者は、約款第 42 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券(変更承認証を含む。以下「保険証券」という。)ごとに別紙様式第 22 による簡易通知型包括保険回収義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、<u>回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日</u>)から 3 月ごとに本店に提出するものとする。	
2 決済期限(約款第 11 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から 1 年ごとに提出するものとする。<u>ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</u>	2 決済期限(約款第 11 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、<u>回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日</u>)から 1 年ごとに提出するものとする。	
3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第 42 条第 4 項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00058)第 11 条第 2 号から第 5 号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程第に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	
(回収金の納付) 第 23 条 被保険者は、約款第 43 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸	(回収金の納付) 第 26 条 被保険者は、約款第 42 条第 7 項、第 8 項又は第 10 項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及	

新	旧	備考
出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第 21 による簡易通知型包括保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第 23 - 1 による簡易通知型包括保険(船積前)回収金納付通知書、別紙様式第 23 - 2 による簡易通知型包括保険(船積後)回収金納付通知書又は任意の様式による簡易通知型包括保険(増加費用)回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	
2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。	
(回収に要した費用の負担) 第 24 条 約款第 44 条第 3 項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 22 による簡易通知型包括保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、<u>保険金の支払の請求がなされた日から原則として 6 月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</u>	(回収に要した費用の請求) 第 27 条 約款第 42 条第 6 項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 24 による簡易通知型包括保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
2 <u>前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第 48 条第 1 項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>		
(相殺) 第 25 条 <u>日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金(無付保部分に係るものを含む。)又は回収費用(無付保部分に係るものを含む。)に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金(無付保部分に係るものを含む。)又は回収費用(無付保部分に係るものを含む。)に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</u>		
2 <u>前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第 48 条第 1 項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u>		
(権利行使等の委任)	(権利行使等の委任)	

新	旧	備考
第 26 条 被保険者は、約款第 41 条第 1 項又は第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき<u>輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利</u>について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第 23 - 1 による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式 23 - 2 による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	第 28 条 被保険者は、約款項第 43 条第 3 項の規定に基づき保険事故に係る<u>債権</u>について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第 25 による簡易通知型包括保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。	
	2 被保険者は、約款第 43 条第 1 項及び第 2 項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る<u>債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第 26 による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。</u>	
	3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、<u>被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第 27 による簡易通知型包括保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</u>	
（指示書） 第 27 条 日本貿易保険は、約款第 41 条第 5 項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。 一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 34 条第 1 項の規定に基づき別紙様式第 23 - 1 による簡易通知型包括保険権利行使等委任状委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。 二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。 三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書		

新	旧	備考
<u>に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</u>		
（回収納付金の返還請求） 第 28 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 <u>24</u> による簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収納付金の返還請求） 第 29 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 <u>28</u> による簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	
附 則 <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 （略）	

新			旧			備考
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1	
1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1	
<u>1 - 3</u>	<u>簡易通知型包括保険告知書</u>	<u>1</u>				
2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/ 格付変更（継続）/支払限度額設定/海外支 店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書	1	2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/ 格付変更（継続）/支払限度額設定/海外支 店・子会社等登録/仕向国登録〕申請書	1	
2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払 限度額増額申請書	1	2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払 限度額増額申請書	1	
3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1	
4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1	
4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請 書	1	4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請 書	1	
4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更 <u>通知 書・変更承認申請書</u>	1	4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更 <u>申請 書</u>	1	
5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1	
5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1	
5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更 <u>通知 書・変更承認申請書</u>	1	5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更 <u>申請書</u>	1	
6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1	
7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲 渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位の譲 渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申 請書	1 (1)	7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申 請書	1 (1)	
7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲 渡終了通知	1 (1)	7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲 渡終了通知	1 (1)	
8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知 書	1 (1)	8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知 書	1 (1)	
9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	9	簡易通知型包括保険事情発生通知書	1	
10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通 知書	1 (1)	10 - 1	簡易通知型包括保険（船積前）損失発生通 知書	1 (1)	
10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後）損失等発生	1 (1)	10 - 2	簡易通知型包括保険（船積後） <u>危険・損失</u>	1 (1)	

新			旧			備考
10 - 3	通知書 簡易通知型包括保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	10 - 3	発生通知書 簡易通知型包括保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	
<u>11 - 1</u>	簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書	1 (1)	<u>11</u>	<u>簡易通知型包括保険損失防止軽減費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>	
<u>11 - 2</u>	簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書	1 (1)	<u>12 - 1</u>	簡易通知型包括保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
<u>12</u>	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	<u>12 - 2</u>	簡易通知型包括保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
<u>13</u>	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	<u>13</u>	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
<u>14 - 1</u>	簡易通知型包括保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	<u>14</u>	簡易通知型包括保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
<u>14 - 2</u>	簡易通知型包括保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	<u>15 - 1</u>	簡易通知型包括保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	
<u>14 - 3</u>	簡易通知型包括保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	<u>15 - 2</u>	簡易通知型包括保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
<u>15</u>	簡易通知型包括保険保険金請求経緯書	1 (1)	<u>15 - 3</u>	簡易通知型包括保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	
<u>16</u>	債権一覧表	1 (1)	<u>16</u>	簡易通知型包括保険保険金請求経緯書（ <u>保険金請求額が 300 万円以下の案件</u> ）	1 (1)	
<u>17</u>	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	<u>17</u>	債権一覧表	1 (1)	
<u>18</u>	簡易通知型包括保険時効中断承認申請書	1	<u>18</u>	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	
<u>19</u>	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>19</u>	簡易通知型包括保険時効中断承認申請書	1	
<u>20</u>	簡易通知型包括保険回収 <u>協力</u> 義務履行状況報告書	1 (1)	<u>20</u>	簡易通知型包括保険損失発生確認申請書	1 (1)	
<u>21</u>	簡易通知型包括保険回収金通知書	1 (1)	<u>21</u>	<u>簡易通知型包括保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>	
<u>22</u>	簡易通知型包括保険回収費用負担請求書	1 (1)	<u>22</u>	簡易通知型包括保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
<u>23 - 1</u>	簡易通知型包括保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>23 - 1</u>	簡易通知型包括保険（ <u>船積前</u> ） <u>回収金納付通知書</u>	1 (1)	
			<u>23 - 2</u>	<u>簡易通知型包括保険（船積後）回収金納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>	
			<u>24</u>	簡易通知型包括保険回収費用負担請求書	1 (1)	
			<u>25</u>	簡易通知型包括保険権利行使等委任状（ <u>サービス一回収用</u> ）	1 (1)	

新			旧			備考
<u>23 - 2</u>	<u>簡易通知型包括保険権利行使等委任状（保険金請求前）</u>	1 (1)				
<u>24</u>	簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書	<u>1 (1)</u>	<u>26</u>	<u>「合理的な理由」認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>	
			<u>27</u>	<u>簡易通知型包括保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>	
			<u>28</u>	<u>簡易通知型包括保険回収納付金返還請求書</u>		
<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>						
<u>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数</u>						
<u>提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。</u>						

新									旧								
別表 2（第 5 条第 2 項、及び第 6 条第 2 項関係）									別表 2（第 5 条第 2 項、及び第 6 条第 2 項関係）								
輸出契約等の重大な内容変更等									輸出契約等の重大な内容変更等								
1 船積日から代金の決済期限までの期間の変更（下記表中の「要」に該当する場合に限る）									1 船積日から代金等の決済期限までの期間の変更（下記表中の「要」に該当する場合に限る）								
変更前の期間		変更後の期間							変更前の期間		変更後の期間						
		前受	1 ～ 30 日	31 ～ 60 日	61 ～ 90 日	91 ～ 180 日	181 ～ 365 日 *1	366 日 以上 *2			前受	1 ～ 30 日	31 ～ 60 日	61 ～ 90 日	91 ～ 180 日	181 ～ 365 日 *1	366 日 以上 *2
		前受	否	要	要	要	要	否			前受	否	要	要	要	要	否
		1～ 30日	否	否	要	要	要	否			1～ 30日	否	否	要	要	要	否
		31～ 60日	否	否	否	要	要	否			31～ 60日	否	否	否	要	要	否
		61～ 90日	否	否	否	否	要	否			61～ 90日	否	否	否	否	要	否
		91～180日	否	否	否	否	否	要			91～180日	否	否	否	否	要	否
		181～365日 *1	否	否	否	否	否	否			181～365日 *1	否	否	否	否	否	否
*1 閏年の場合は、「181～366日」に読み替えを行う *2 閏年の場合は、「367日以上」に読み替えを行う 2 支払保証の変更 3 表示通貨の変更 4 相手方、支払人又は日本貿易保険が I L C を発行又は確認する機関、銀行等（以下、保証人という）を特定している場合、当該保証人の変更 5 仕向国、支払国又は保証国の変更									*1 閏年の場合は、「181～366日」に読み替えを行う *2 閏年の場合は、「367日以上」に読み替えを行う 2 支払保証の変更 3 表示通貨の変更 4 相手方、支払人又は日本貿易保険が I L C を発行又は確認する機関、銀行等（以下、保証人という）を特定している場合、当該保証人の変更 5 仕向国、支払国又は保証国の変更								

新	旧	備考
別表 3（第13条関係） 損失を受けるおそれが高まる事情の発生	別表 3（第13条関係） 損失を受けるおそれが高まる事情の発生	
(1) 輸出等不能をてん補するもの ① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。） ② 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生 (2) 代金回収不能をてん補するもの ① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。） ② 輸出契約等の締結の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生 ③ 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生	(1) 輸出等不能をてん補するもの ① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。） ② 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生 (2) <u>代金等</u>回収不能をてん補するもの ① 輸出契約等の相手方又は<u>支払人</u>の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金<u>等</u>の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。） ② 輸出契約等の締結の相手方又は<u>支払人</u>についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生 ③ 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生	

新		旧		備考
別表 4（第18条第1項第1号関係）		別表 4（第20条第1項第1号関係）		
約款第11条第1号のてん補危険の場合の提出書類		約款第11条第1号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約毎かつ決済期日毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第15による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ① <u>保険金請求に至る経緯</u> ② <u>支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> ③ <u>支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</u> ④ <u>輸出契約等の履行に関し、バイヤー等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u> ⑤ <u>今後の回収見込み</u> ⑥ <u>損害賠償請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u>	
3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積予定日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る船積予定日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	

新		旧	備考
		<u>4. 損失計算書</u> <u>別紙様式第15 - 1 保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類（様式任意）</u> <u>(1) の「輸出等不能額」は、保険事故の発生により、船積ができなくなった貨物の金額（FOB価額）</u> <u>(2) の「取得した金額」は、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使により、取得した金額</u> <u>(3) の「(2) に要した費用」は、(2)の取得した金額がある場合に、当該対応のために要した費用</u> <u>(4) の「取得し得べき金額」は、今後取得予定の金額</u> <u>(5) の「(4) に要すべき金額」には、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使によって取得予定の金額がある場合に、当該対応のために要した費用</u> <u>(6) の「その他、控除すべき金額」は以下の通り。</u> <u>①未支出費用</u> <u>船積不能により支出を要しなくなった船積諸費用、運賃、保険料等費用又は生産中止により支出不要となった生産費等</u> <u>②輸出契約等が履行されていた場合の期待利益</u>	

新		旧		備考
4. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 輸出貨物等の処分・保全に要した費用等 ①輸出貨物等の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②輸出貨物等の処分のために要した費用を証する書類 ③輸出貨物等を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ)当該輸出貨物等の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ)転売に係る契約書等 (ハ)倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書（ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合、当該証明書は不要）	5. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ)当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ)転売に係る輸出契約書等 (ハ)倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書（ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合、当該証明書は不要）	
5. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	6. 請求までに入金となされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
6. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等） (2) 信用危険の場合、以下の書類 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等	7. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等） (2) 信用危険の場合、以下の書類 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等	

新		旧		備考
<u>7.</u> 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	<u>8.</u> 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
<u>8.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し） ①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ②輸出契約等の相手方が、破産又は会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類 ③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	<u>9.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し） ①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ②輸出契約等の相手方が、破産又は会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類 ③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類	
<u>9.</u> 保険証券及び通知明細書	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと）	<u>10.</u> 保険証券及び通知明細書	(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、 <u>保険証券及び通知明細書の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の写しも併せて提出のこと）</u> (2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと） <u>※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	

新		旧		備考
10. <u>質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） (証券番号、輸出契約締結日、決済 <u>期限</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要)	11. <u>質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） (<u>当該債権を確認するため</u> 、証券番号、輸出契約締結日、決済 <u>日</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要)	
11. <u>上記1～10の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</u>		12. <u>その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		

新		旧		備考
別表 5（第 18 条第 1 項第 2 号関係）		別表 5（第 20 条第 1 項第 2 号関係）		
約款第 11 条第 2 号のてん補危険の場合の提出書類		約款第11条第 2 号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約毎かつ決済期日毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第15による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合 <u>は別紙様式第18による保険金請求経緯書</u> (2) 請求する保険金の額が300万円超の場合 <u>にあつては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意）</u> ① <u>保険金請求に至る経緯</u> ② <u>支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</u> ③ <u>支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</u> ④ <u>輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況後の回収見込み</u> ⑤ <u>延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u>	
3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前 6 月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る船積日前 6 ヶ月間に決済日 ¹ が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	

新		旧		備考
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書等 ※上記(1)、(2)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び I L C 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書 <u>（可能な限り取得のこと。）</u> ※上記(1)、(2)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ① ローカル・<u>デポジット</u>の証明書の写し ② 外貨割当申請書の写し ③ 規制及び措置に関する法令等 ④ その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ① 破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ② 3 月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類 ※上記（2）①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカルデポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ② <u>3 ヶ月</u>以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類 <u>（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアニユアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</u> ※上記（2）①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
6. 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し	6. 輸出契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契	

新		旧		備考
	(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し		約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険関係成立後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (仲介貿易契約について、指図式のB/L(荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (仲介貿易契約について、指図式のB/L(荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	
8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し ①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類(時効の中断を確認できる書類(支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書(時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) ③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ <u>輸出</u> 貨物等の保全が可能な場合には、 <u>輸出</u> 貨物等を保全したことを確認できる書類 ⑦非常危険の場合には、以下の書類 (イ)外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ)外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 ⑧信用危険の場合には、以下の書類 (イ)債権取立を業とする者又は弁護士等に債	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し ①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類(時効の中断を確認できる書類(支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書(時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) ③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦非常危険の場合には、以下の書類 (イ)外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ)外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 ⑧信用危険の場合には、以下の書類 (イ)債権取立を業とする者又は弁護士等に債		

新		旧		備考
	権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ)債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該⑧登録を証する書類 (ハ)債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ)返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類 (ホ)法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類		権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ)債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該⑧登録を証する書類 (ハ)債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ)返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類 (ホ)法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
9. 保険証券及び通知明細書	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと）	9. 保険証券及び通知明細書	(1) <u>保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券及び通知明細書の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の写しも併せて提出のこと）</u> (2) <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券及び通知明細書の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券・通知等の原本も併せて提出のこと）</u> <u>※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等 ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等 ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
11. 債権一覧表の写し及び支払限度額を確認できる書類	信用事故の場合にのみ必要	11. 債権一覧表の写し及び支払限度額を確認できる書類	信用事故の場合にのみ必要	
		12. <u>為替換算率</u>	<u>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認の</u>	

新		旧		備考
		<u>証明書</u>	<u>ため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。）</u> <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
<u>12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u>	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	<u>13. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u>	I L C、L / Gなど支払保証付き案件についてその写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要	
<u>13. 手形の写し</u>	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	<u>14. 手形の写し</u>	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	
		<u>15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し</u>	<u>政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し</u> <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
<u>14. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （証券番号、輸出契約締結日、 <u>決済期限</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	<u>16. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u>	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （ <u>当該債権を確認するため、証券番号、輸出契約締結日、決済日</u> 、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
		<u>17. 被担保債権の内容を証する書類</u>	<u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合</u>	
<u>15. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類</u>	主な対象費用は、以下のとおり。 ・ <u>代金回収不能貨物の処分</u> ・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む））	<u>18. 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類</u>	主な対象費用は、以下のとおり。 ① <u>渡航費、現地宿泊費</u> ② <u>弁護士費用、取立委任手数料</u> ③ <u>貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））</u>	
<u>16. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲と	<u>19. 他の保険の請求状況を確認</u>	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害	

新		旧		備考
	なる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	認できる書類	保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	
17. <u>上記1～16の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</u>		20. <u>その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		

新		旧		備考
別表 6（第 18 条第 1 項第 3 号関係）		別表 6（第 20 条第 1 項第 3 号関係）		
約款第 11 条第 3 号のてん補危険の場合の提出書類		約款第 11 条第 3 号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約等番号毎かつ決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号、輸出契約毎かつ決済期日毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	事故発生から追加費用負担までの経緯を記載した書類	2. 保険金請求経緯書	事故発生から追加費用負担までの経緯を記載した書類	
3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと（様式任意）	3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと（様式任意）	
4. 増加費用の支払関係書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	4. 増加費用の支払関係書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	
5. 保険事故の内容を証する書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	5. 保険事故の内容を証する書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	
6. 船積みを証する書類	B/L、インボイス等の写し	6. 船積みを証する書類	B/L、インボイス等の写し	
7. 保険証券及び通知明細書	契約変更や保険期間の延長が行われた場合、変更後の保険証券及び通知明細書の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券等の写しも併せて提出のこと	7. 保険証券及び通知明細書	契約変更や保険期間の延長が行われた場合、変更後の保険証券及び通知明細書の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券・通知等が発行された場合には当該証券等の写しも併せて提出のこと	
8. 輸出契約書等の写し	保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合、変更後の契約書の写し	8. 輸出契約書等の写し	保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合、変更後の契約書の写し	
9. <u>上記 1～8 の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する資料</u>		9. <u>その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>	

新	旧	備考
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。	注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。	